

# 大府市がんばる事業者応援補助金制度の概要

大府市内の中小企業者、個人事業主等を対象として、①経営基盤の強化を図るため、中小企業者等が行う新技術又は新商品・サービスの開発、新たな事業分野への販路開拓、見本市への出展、知的財産権の取得②スタートアップの商品・サービスを活用し、業務や既存事業の課題解決の実施を支援するものです。  
(令和8年度から令和10年度まで)

## 1 対象者

- ・市内に事業所を有し、事業に係る市税を完納している中小企業者及び個人事業主
- ・上記中小企業者を半数以上含むグループ

※注 中小企業者の定義は、「中小企業基本法」で次のとおり定められています。

業種	従業員数	資本金
製造業、建設業、運輸業	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

## 2 補助対象事業および基準

補助対象事業の類型	基準
①研究開発事業	次の事項の <u>いずれにも該当していること</u> 。 1. 新技術又は新商品・サービスの開発を目的としている事業であること 2. 販路が確保又は確保できる見込みがあること 3. 大府市内にて製造又は販売を行う事業であること ※ただし、機械装置又は測定機器の更新は対象外とし、借上又は購入する機器に関して、必要とする根拠を説明すること。
②販路開拓事業 (事業化促進)	<u>新たな事業分野への開拓を目指す事業</u> で次のいずれかに該当していること。 1. 市場調査・消費モニター調査、知的財産に関する調査 2. 民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価 3. 製品・商品デザイン、パッケージデザイン、商標等の知的財産の開発 4. 販路開拓又は販路拡大に係る媒体の作成・利用
③販路開拓事業 (見本市出展)	補助金の交付を申請する年度に行われる販路開拓又は販路拡大を目的とした見本市へ出展していること。
④課題解決事業	生産性向上、人材の確保・定着等の課題解決のために STATION Ai 入居企業の商品又はサービスを新たに活用する事業であること。
⑤知的財産権取得事業	補助金の交付を申請する年度に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得を出願していること。

- ※注 1 補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、3年度中にそれぞれ1回限りです。同一の内容が複数年度に渡る場合は、1事業に対し1回限り補助金の交付を受けることができます。
- 2 研究開発事業が、ウェルネスバレー基本計画に基づく健康・医療・福祉関連施設と連携した事業の場合、又は、課題解決事業で同一のないよう2年度に渡る事業を実施する場合は、2年間補助金の交付を受けることができます。

## 3 補助対象経費・補助金の限度額

補助率は補助対象経費の総額の  $1/2$  となります。(補助対象経費には、消費税等を含みません。)

補助対象事業の類型	補助対象経費	補助金の額の上限	申請上限回数
①研究開発事業	機械装置又は測定機器等の借上料、同購入費(借上料、購入費の合計は80万円まで)、原材料費、調査費、専門家謝金、専門家旅費、会議費、会場借料、分析試験費、委託・外注費(対象経費の3分の2まで)	60万円	1回
②販路開拓事業 (事業化促進)	資料購入費、資料作成費、調査費、分析試験費、委託・外注費、広報費 ※ただし、維持費は補助対象外	30万円	1回
③販路開拓事業 (見本市出展)	出展料、装飾費(レンタル可)	20万円	1回
④課題解決事業	サービス利用料、システム購入費、サービス又はシステムの導入に必要な機器購入費(リース料)、初設置料、期導入費。	50万円	1回
⑤知的財産権取得事業	特許庁及び弁理士に支払う費用(出願に係る費用) ※支払い及び特許申請した年度に限る	15万円	1回

※注 国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、重複する補助対象経費は補助の対象外となります。

## 4 計画書の提出に必要な書類(事業実施の2週間前に提出)

- (1) がんばる事業者応援補助金事業計画書(第1号様式)
- (2) 実施計画書(第2号様式)
- (3) 企業の事業概要が分かる書類(パンフレット、ウェブサイトの写し、開業届の写し等)
- (4) 補助対象事業の詳細が分かる書類(見積書等)

※注 知的財産権取得事業、認証等取得事業は、計画書の提出は不要です。

※注 計画の承認後、補助対象事業に着手(発注)することができます。計画の承認に時間を要しますので、補助対象事業の開始2週間前を目途に計画書を提出ください。

## 5 補助金の交付申請に必要な書類(事業実施後1か月以内に申請)

- (1) がんばる事業者応援補助金交付申請書(第4号様式)
- (2) 実績報告書(第5号様式)
- (3) 経費の支払い等を証する書類の写し  
(内訳の分かる領収書、又は、請求書と支払い実績の分かる通帳写し)
- (4) 補助対象事業の実施を証する書類

## 6 問い合わせ先

大府市役所 産業振興部 商工業ウェルネスバレー推進課  
電話: 0562-45-6255 (直通)  
メール: shoko@city.obu.lg.jp



## 7 参照

大府市公式ウェブサイトでは、補助金制度の詳細や、補助金交付までの手続きの流れ、よくある質問に対する回答等を閲覧できる他、提出に必要な書類や、その書類の記載例をダウンロードすることもできます。

[https://www.city.obu.aichi.jp/jigyo/sangyo\\_shinko/sogyo\\_yushi/1006454/index.html](https://www.city.obu.aichi.jp/jigyo/sangyo_shinko/sogyo_yushi/1006454/index.html)